

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です ～支えあう 住みよい社会 地域から～

●**民生委員・児童委員ってどんな人?** 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動しています。民生委員は児童委員を兼ねており、担当区域をもっています。

委員の中には、担当区域を持たず、子供を取り巻く問題を専門に担当している主任児童委員もいます。

●**どんな活動をしているの?** 高齢者や障害のある方、子育て中の方などの生活上の相談を受け、必要に応じて区や関係機関を紹介し、適切な支援につなげていきます。また、関係機関と連携して、高齢者への声掛けや見守りなども行っています。

●**こんなときにはご相談を** ①身体の障害や高齢で、暮らし・生活に不安がある ②福祉サービスの制度や窓口が分からない ③育児や子供のしつけで悩んでいる ……など

※相談内容等の秘密は守られますので、ご安心ください。お住まいの地域の担当委員については、下記へお問合せください。

●**民生委員・児童委員を紹介します「活動パネル展」**

期間 ①5月7日(火)～10日(金) ②5月13日(月)～17日(金)

場所 ①生涯学習センター1階アトリウム ②区役所1階ロビー

問合せ 福祉課福祉振興係 ☎ (5246) 1172

個人のお宅の日常掃除や、換気扇・窓・網戸の掃除等、大掃除の依頼も受付けています。

※詳しくは、左記問合せ先へ

▽**問合せ** 台東区シルバー人材センター ☎ (38864) 33388

シルバー人材センターでは掃除の依頼を受付けています

午前9時30分～11時30分

▽**場所** 隅田公園山谷堀広場

▽**問合せ** 道路管理課 ☎ (5246) 13002

区と第八消防方面本部の合同で、水防訓練を実施します

～5月は水防月間です～

区と第八消防方面本部の合同で、水防訓練を実施します。

消防署・消防団による「積土の工法」のほか、家庭にある段ボール箱などを利用した「住宅浸水防止対策」なども行います。

また、VR防災体験車を会場内に配置し、臨場感のある疑似防災体験もできます。ぜひ、会場にお越しください。

▽**日時** 5月11日(土)

午前9時30分～11時30分

▽**場所** 隅田公園山谷堀広場

▽**問合せ** 道路管理課 ☎ (5246) 13002

燃やすごみの中には約17%のリサイクルできる紙類が混入しています

●**雑がみは資源として出しましょう**

環境リサイクル

まだまだできるリサイクル

健康

女性医師による女性のための健康相談「婦人科」(予約制)

▽**日時** 5月7日(火)午後2時～4時(1人20分程度)

▽**場所** 台東保健所4階

▽**対象** 区内在住が在勤の女性で、更年期や月経障害・不妊症などで悩みの方

▽**申込み・問合せ** 台東保健所保健サービス課 ☎ (3847) 94997

燃やすごみの量を減らすためには、雑がみの分別が大切です。

雑がみとは、家庭から排出された紙類のうち「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」以外の、資源になる紙類です。

▽**雑がみの例**

お菓子・ティッシュなどの空き箱

紙袋・包装紙

パンフレット類

トイレットペーパーラップなどの芯

▽**雑がみの出し方**

①箱類は中を空にして平らにする

②メモ紙など小さな紙片は、使用済みの封筒などに入れる

③散乱しないように、紙袋などに入れて紐でしばる

④集積所での資源回収や集団回収に出す

●**資源回収にご協力ください**

家庭から出る資源を、次の方法で回収しています。

※回収できる資源は、区ホームページをご覧ください。

▽**集積所回収(週一回)** お近くの集積所(コンテナが設置される場所)にルールを守って出してください。店舗や会社から出る事業系のもは、有料ごみ処



※紙に付いている大きな金属やビニールは取り外してください。

※個人情報(は塗りが)が読み取れない紙類の例

▽**リサイクルできない紙類の例**

燃やすごみの量を減らすためには、雑がみの分別が大切です。

雑がみとは、家庭から排出された紙類のうち「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」以外の、資源になる紙類です。

▽**雑がみの例**

お菓子・ティッシュなどの空き箱

紙袋・包装紙

パンフレット類

トイレットペーパーラップなどの芯

聴覚障害または音声・言語機能障害のある方が、区役所の窓口で円滑な手続きや日常生活の相談等ができるよう、手話通訳者を配置しています。

▽**日時** 毎週水曜日(閉庁日除く)午後3時～7時

▽**場所・問合せ** 障害福祉課(区役所2階⑩番) ☎ (5246) 10588

平成30年度に、区内のみどりの状況を把握するため、みどりの実態調査を実施しました。

調査結果は区ホームページに掲載しています。

▽**問合せ** 環境課 ☎ (5246) 13233

「平成30年度みどりの実態調査」の結果が出ました

▽**問合せ** 清掃リサイクル課 ☎ (5246) 12991

理券を貼って出してください。

▽**拠点回収** 区の施設などの拠点に出すことができます。回収日や実施施設は、各家庭へ配布した「ごみ出しカレンダー」や、区ホームページで確認ください。

▽**集団回収** 町会や管理組合など、地域の皆さんが、各家庭から出る資源を集め、回収業者へ引き渡しています。回収日や回収場所は、町会や管理組合にお問合せください。区では、回収量に応じた報奨金(1キログラムあたり6円)を支給しています。店舗や会社から出る事業系のもは出せません。

助成対象	助成額
家庭用燃料電池(エネファーム)設置	14万円(1台まで) ※家庭のみ
共同住宅共用部用LED照明改修	工事費用(消費税を除く)×20%(上限30万円) ※共同住宅のみ
省エネ効果が認められる機器への入れ替え(※1)	工事費用(消費税を除く)×20%(上限30万円) ※事業所のみ
太陽光発電システム設置	出力1キロワットあたり5万円(戸建住宅は上限20万円、共同住宅共用部・事業所は上限50万円)
高反射率塗料施工	①1平方メートルあたり2千円×助成対象塗布面積 ②工事費用(消費税を除く)×50% ※①と②のいずれか低い額(上限15万円)
窓、外壁等の遮熱・断熱改修	工事費用(消費税を除く)×20%(上限15万円)
雨水タンク設置	本体、付属機器の購入費および設置費用の合計(消費税を除く)×50%(1台の上限5万円、2台まで申請可)
屋上緑化(建物の屋上を緑化する場合)(※2)	①1平方メートルあたり2万円×助成対象面積 ②工事費用(消費税を除く)×50% ※①と②のいずれか低い額(上限30万円)
壁面緑化(建物の壁面にネット等を取り付け、つる性植物等で緑化する場合)(※2)	①1平方メートルあたり5千円×助成対象面積 ②工事費用(消費税を除く)×50% ※①と②のいずれか低い額(上限15万円)
地先緑化(建物の周り等に植込地を作り、樹木を植える場合)(※2)	①1メートルあたり1万円×助成対象緑化延長 ②工事費用(消費税を除く)×50% ※①と②のいずれか低い額(上限10万円)
民間貸駐車場緑化(駐車場に植込地を作り、緑化をする場合)(※2)	①1平方メートルあたり1万円×助成対象面積 ②工事費用(消費税を除く)×50% ※①と②のいずれか低い額(上限10万円)
プランター設置(玄関先や店先に花や緑を植えたプランターを置く場合)(※3)	①1平方メートルあたり3万円×助成対象面積 ②助成対象経費(※3)(消費税を除く)×50% ※①と②のいずれか低い額(上限5万円)

(※1) 空調機器や照明器具等、幅広い機器が対象。詳しくは右記へお問合せください。

(※2) 緑化の助成金を複数受ける場合、上限は50万円。台東区みどりの条例の適用を受ける緑化計画届出範囲内の工事は対象外

(※3) プランター等容器・花苗・土・肥料の購入費等が対象

省エネ機器等の導入に対して助成を行っています

住宅や事業所へ省エネ効果のある機器等を導入する場合、助成を行っています。機器をお得に導入し、省エネに取り組みしましょう。

▽**期間** 通年受付(予算が無くなると終了)

▽**問合せ** 環境課 ☎ (5246) 12881

「振り込め詐欺」にご注意ください

区内で「振り込め詐欺」の被害が多発しています。電話で次のような「お金の話」が出たら、詐欺です。

還付金詐欺(ATMから犯人の口座に送金させる手口)

- 区役所などの職員を名乗る人から「還付金があります」という電話があった。
- 銀行などのATMへ行くように指示された。

◎**ご注意ください!** ATMで還付金を受け取ることはできません。

カードをだまし取る手口

- 金融機関・銀行協会・大手百貨店・家電量販店・警察官などから「新しいカードに作り替えなさい」といわれた。

◎**ご注意ください!** 金融機関や警察官などが、キャッシュカードを受け取りに来ることはありません。不審な電話がかかってきたら、迷わず110番または、最寄りの警察署や区役所にご連絡ください。

問合せ 生活安全推進課 ☎ (5246) 1044

都では盲導犬を給付しています

▽**対象** 区内在住で満18歳以上の在宅の方で、次の全てに該当する方

- 身体障害者手帳(視覚障害1級)を持っている
- 盲導犬を使用することで社会活動への参加が可能になる
- 都内におおむね1年以上居住

▽**費用** 訓練等の費用は無料、訓練後の旅費・食費は実費

④世帯全員の所得税額合計の月平均額が7万7千円未満

⑤借家の場合は家屋の所有者から盲導犬の飼育許可を得られる

⑥盲導犬との宿泊訓練(4週間)が可能

▽**31年度給付予定頭数** 10頭(東京都全体)

※審査や待機者がいるため、申請後すぐに給付を受けられません。

▽**問合せ** 障害福祉課(区役所2階⑩番) ☎ (5246) 12001

練中の旅費・食費は実費

※給付後の飼育・管理・治療にかかる一切の経費は自己負担

※介助犬・聴導犬は、待機者が今年度の予定頭数を上回っているため、申込受付は行いません。

▽**問合せ** 障害福祉課(区役所2階⑩番) ☎ (5246) 12001